

平成19年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成19年12月17日
新宿区議会

辻山座長 それでは、第2回目の自治基本条例検討連絡会議を始めようと思いますが、きょうはご案内のように、区民参画のあり方について、それから基本条例を制定する必要性というようなことについての共通認識をつくらうというご提案が前回ありました件、それと今後の日程についてお諮りをするという事になっております。

では、区民参画のあり方について、副座長の間で少し連絡調整をしていただいて、何案かの案をご提示いただくということのようでございます。これはどなたかが説明してくださるのでしょうか、案について。

野田委員 これは既に送られている、あるいはこの議論の過程の資料ということでお出しをしております。今お手元にお配りをさせていただいている別紙1の方が4枚、それから別紙2という形で資料を出させていただいております。

それで、まず別紙1のA1案というものでございます。これは設置者ということで、議長と区長になりますけれども、区民検討組織での親組織はないと。そして区民委員が6人というものでございます。一番左手のところに議会、それから真ん中辺の右のところが執行機関というところは今までお示しをしてきたとおりでございますけれども、真ん中辺下、平成20年8月のところに検討連絡会議の構成ということで、19人という形で書かせていただいております。ここでは座長のほかに議会からの6名、それから執行機関からの6名、それから区民組織として6名。この6名は、考え方としては、その右斜め上のところになりますけれども、この内訳として、地区協議会から2人選ぶ、それから町会代表1、NPO会員1、それと公募で2名という形で、計6名、これがそのまま区民組織の方に入っていると、こういう構成でございます。

もう1枚めくっていただくと、こちらがA2案という形になります。こちらのA2案についても設置者は議長と区長、それから区民検討組織での親組織はないということでございます。ただ、ここでまた、先ほど見ていただいた真ん中より下の辺、平成20年8月、検討連絡会議の構成のところになりますけれども、座長のほかに区民組織のところ、それが20名というふうになっております。これは前のA1案のところでは6名という形でしたが、ここでは区民検討組織の部分を20名という形で考えております。そこでの構成としては地区協議会、10地区あるところの10をそのまま10名、それから町会から2人、NPO会員から2人、それから公募で6名ということで20名というような区民検討組織を考えているというものでございます。

それから、もう1枚めくっていただきますと、B1案という形でございます。これは設置者は同じく議長と区長となっております、区民検討組織の親組織はあるというものでございます。これは真ん中辺のところに区民検討組織の構成案という形で考えておりますけれども、地区協議会から10人、町会から2人、NPOから2人、公募から6人の計20人の区民検討組織、これを親組織とするならば、ここから代表を6名出していただいて、検討連絡会議に区民部会6という形で出していただくと、そういう考え方でございます。その場合の考え方としては、これは案ということでございますけれども、地区協議会から2、町会から1、NPOから1、公募から2ということで、6を出していただくと、そんな案でございます。

もう1枚めくっていただきますと、C1案という形でございます。これはここに、真ん中辺の右のところがございますけれども、親組織があると。ただ、ここで人数、構成のところをフリーという形で書かせております。これは区民検討組織の運用は、基本的に区民の自主運営に任せるというところで、フリーにこのところの人数とか、構成を考えると。ただし、区民部会の構成としては、ここから代表という形で6名を出していただくという形になります。

それから、もう1枚が別紙2という案でございます。これも設置者は議長と区長で、親組織ありということで、別紙2のところ、これが区民検討組織の構成案という形で、20ではなくて、ここは地区協議会10地区から10、それから町会から3、NPOから3、それから公募としてその地区協議会、町会、NPOの16、それ以上公募でも募集するという事で、公募の枠を多くすることによって32名以上に膨らむだろうと。これを親組織と考えまして、ただし、区民部会にはそこから6名という形で、地区協議会2、町会1、NPO1、公募2という形で6名ということをして代表として、区民部会6という形で位置づけるというものでございます。

この案に基づいて、今回どういう区民参画のあり方が望ましいのかというところでの議論をいただくと、そういうことで進めていただきたいというふうに思っております。

辻山座長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

根本委員 今、野田委員からコメントがありましたけれども、実は12月7日、小委員会の方で議論いたしましたので、それでA1からの4案をもとに意見交換をいたしました。結論から言いますと、きょう座長のご意見などもお伺いしながら、ここでまとめていこうということですが、別紙2というのは、4案をもとに小委員会で議論した中で、これはこちらの委員から後ほどいろいろご意見があると思うんですけども、当初はC1案、A2案、B1案あたりがいいのではないかとこのおのこの意見がありまして、それで1時間半ぐらいいろいろ議論した流れの中で、B1案に基づいて、地区協議会を10、それから町会委員を2というところは、牛込、四谷、新宿という3つの町連がありますから、2では無理だろうということで、これを3にして、そうすると、NPOも大体同じような数だということになると3名の推薦枠と。これですと16ですから、そうすると公募委員というのでも推薦枠と同じ数か、それ以上の枠が必要なのではないだろうかという議論の中で、このような数が出てきた。ですから、B1案をもとに変形B1案というか、修正して、こんなようなところでどうだろうかというところ、私の方から猿橋副座長の方に報告しまして、別紙2というのをきょうつくっていただいて出していただいたと、こんなような経過がございます。

辻山座長 ありがとうございます。

私も幾つかのところで基本条例の検討委員会を経験してきましたけれども、もちろんこういうスタイルは初めてなんですけれども、一番よく似ていたのは、市民委員会をつくって、そこでの議論を待っていて、それから3名の代表の方が見えて、学識委員が3名、それから町会・自治会・その他商工会の代表の方とかという、いわば任命された委員たちとで検討委員会というのを上につくって、そこで検討したことがございましたけれども、今回もどの案も検討連絡会議というのがあって、そこに区民部会の方が出てくると。今説明のあったA2案は全員が出てくるという、これまた会議の持ちようが難しかりょうなと思うようなものですが、基本的には6人ぐらいの方が出てきて検討連絡会議をつくるということになっていますが、これが実は運営は非常に難しいんですね。というのは、議論をすると、バックに10人以上の区民の会議がありますので、即答ができないということになりますので、持ち帰ると。持ち帰ってまた1カ月ぐらいもめらしいんですが、それを繰り返していますと、6人の委員の方がくたびれてくるんですね。だから、よほど制度的にきちとした代表ですと、6人に権限を与えて、どのように切り刻もうが、この区民委員から出てくる6人の方に任せますよというような納得が得られればいいのですが、どっこい、この区民の会議というのはそうはいかない、そんなことは恐らく起きようがないだろうと思っ

ていまして、そこをどうするかというのは最終的な論点だと思います。そういう意味では、私の感想だけ述べさせていただくと、A1案というのは、これはなかなか難しかりょうなというふうに思いますよね。なぜならば人数が少な過ぎる。地区協議会がたしか10あるとかと聞きましたが、そこから2名を選ぶということがまたこれがなかなか合意を取り付けるのは大変だろょうなというふうに思います。

A2案は、地区協議会をちゃんと10人で、それぞれ出られるようにしていますが、今、根本副座長の方からありましたように、近年では公募委員を全体の半数は最低でも選ぶというのが常識化といいますかね。ということを見ると、地区協議会を10人入れた割には、公募が6人と少ないかなという気がしています。

B1案とそれからきょうお示しになった別紙という形で、少し大きくなるわけですが、公募委員を全体の半数以上は入れたいなという趣旨は私は賛成でございます、したがって32人以上という、ちょっと大きなサイズになるということ。これは会議の運営の工夫ということで乗り切れるのですが、問題はやはりそれから6人を区民部会という形で、検討連絡会議に出させていただくという、その32人と6人の関係をどうするかと、大変ここは難しいという気はしているんですね。その間にあるフリーというのは、恐らく皆さんも、これがフリーだとすれば、また1からフリーの人々をどうやって選ぶかというようなことで議論しなければいけないので、できればフリーの案は一応置いておいて、フリーにやる場合には当然ですけども、選び方を全部公募でやるとかということに恐らくなるのかもしれませんが、そういう意味ではフリーを選びたいというご意見の方は、その選任方法も含めてご発言いただくということで、それぞれのすべてについて一長一短がありますので、ご意見を伺おうかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

別紙2で大体いいという感じですか。問題は、別紙2を選んだ場合には、やはり6人の方にこの会議に参加していただいて、どのように区民の会議との間をつないでいただくかと。その工

夫なんですけれども、私の注文というのがちょっとありまして、ここの検討連絡会議のメンバーが区民の会議の議論の趨勢といいましょうか というようなことと無縁で、6人の方だけから意見を聴取して、ここで練っていくというのは多分失敗に終わるだろうなと思っているんですね。ですから、基本的な会議はすべて検討組織32名プラスこの12名、13名という形で進めていって、つまりこの検討組織の中には地区協議会、町会、それからNPO、公募委員と連絡会議の委員というふうにしておいて、もちろん日程の都合で全員が出るのは大変かと思いますが、常にそこには席が用意されているという仕掛けにしておかないと、この6人の人たちが間に挟まって非常な苦勞をするということになりそうです。実は神奈川県のある市で同じことをやりましたけれども、やはり私が座長をやっていて、思わずテーブルをたたいて立ち上がったこともございましたけれども、そんなことはこっちもくたびれるし、区民委員の方も恐らくつぶれていくという感じがしていますので、ぜひともこの検討組織の中で一緒に議論をして、まとめの段階でこの会議を別に持つと、6人の方を選んでいただいて別に持つというようなことにしたらどうかと考えておりますけれども、これはいかがですか。現実性はないですか。恐らく議員の方たちが出る日程調整が大変かなという気がしますけれども。それと、もちろん区民の検討会議に出ますと、当然ですけれども、言いたい放題の区民がおりますので、やれ議会は不要だとか、何やっているとかというのはもちろん出てくる。それもまた議論していただくということにして、そこを乗り切っていただくかどうかということ、最初にそういう意味では議員の方たちの心構えをちょっと聞きたいなという感じがしているんですけれども、これはいかがですかね。

根本委員 ちょっと質問ですが、今おっしゃったのは、検討連絡会議の構成を6、6 プラス32で、ですから32 プラス12の44ないし45とかと、そういうことで検討連絡会議を進めていくという……

辻山座長 それは無理だと思っています。6人は6人でいいのですが、6人の意見をこの場で私たちが初めて聞くというのではなくて、全体の会議をちゃんと傍聴しておく、あるいはワークショップの中に混ぜさせていただいて、議論の方向性とか、くせみみたいなものがありますので、それを理解しておくことは大事ではないかなという趣旨ですので、例えば最終的な案文の詰めとかというのは、この検討連絡会議19人でやるという趣旨なんです。

あざみ委員 そうすると、区民検討会議の中に私たちが入る必要があるという意味ですか。

辻山座長 そういう趣旨なんです。

あざみ委員 その入り方としては傍聴ということですか。そうすると発言権がないと思いますけれども。

辻山座長 私は検討組織の委員として入ることが望ましいと思っていますけれども。

あざみ委員 そうすると同じレベルで話し合える。

辻山座長 はい。

あざみ委員 そうすると、議員の立場でいうと、この検討連絡会議にも入るし、区民検討組織にも入るという意味ですか。

辻山座長 そうなんです。ですから、私のイメージは、この検討連絡会議というのは、比較的回数を少なくというふうに考えているんですね。最初はもちろん区民検討組織ができるまでに双方の共通認識をつくっておくという意味ではここで議論をやりますけれども、区民検討組織ができたときには、ある程度それを主流に運営していって、まとめの段階で、それではその組織の中でそろそろ、例えば区民の中から起草委員といいましょうか、あるいは6人を選ぶということになった段階でこの会議を改めて持つと、全体のまとめをそこでやるという趣旨なんです。前の市の例ですけれども、大変私が苦勞したのは、市民委員の方が、一生懸命説明してくれるんですけども、その市民の会議の雰囲気からわからないものですから、どうしても理屈だけで整理しようとするんですね。そうすると、それはどうも私たちが議論してきたのとは流れが違うというので、持ち帰らせてもらいたいというふうになるわけですよ。そのむだを省くには、やはり私も含めて、

皆さんもその会議の雰囲気の中で、方向性とか、区民の皆さんの考えているようなこと、言葉遣いとかというのに触れておくことが重要だというふうに考えているんですね。だから、すごく仕事がふえるんですけども、明らかに。どうぞ。

小松委員 それは要するに別紙2番を選択するとすれば、そこまでの覚悟が必要ですよとおっしゃることですよね。要するに地区協議会を10名確保しよう、町会は3名、こういうふうに行っていくと、公募委員はその……

辻山座長 全体の半分だと。

小松委員 32名だとそうなりますよと。これが一番いいとは別におっしゃっているわけではなくて、これを選ぶのなら私たちはその覚悟が必要ですよということですよ。ですから、今ちょっとこれを検討中ですよ。

辻山座長 そうです。根本副座長から説明があったように、別紙2というのがある意味ではそのほかの案も考慮した上での提案だということで、ほかに違うタイプを押される方がいれば、またご意見を伺いますけれども。どうぞ。

久保委員 久保です。

やはり大ざっぱに言ったら、一番最後の別紙2が望ましいと思って、前提で言いますけれども、まず1つは、区民検討組織に議員が参加する場合、傍聴では意味がない。屋上屋を重ねるという以前に、区民委員はただ黙って議員に座られていたら発言しづらいだろうと思いますね。それで僕らもただ座っているという、そういう仕事をするにはなれていないのが議員でして、それでは発言権を持たせたらという場合、同等の委員にした場合は、これはもう1年間かけた基本構想審議会で経験してしまして、人数が少なくても、6人の議員の発言に抵抗する区民は余りいませんね。やはり議員の発言の方が通っていくことはもう確実で、ですから僕はあくまでも、32名としておきますが、いいと思うんですけども、32名の区民検討組織の区民の皆さんに自由に検討していただくということが一番いいと思っています。

そして、もう一つは、検討組織の区民の皆さんの任務は、基本条例案を自分たちの立場で作り上げてくると同時に、もっと大きい議論を十分にできてもらいたい。それは6人を選ぶに当たって、自分たちの意見をまとめた意見をその6人に付託したら、その人たちに相当の、よほどのことがない限りお任せすると。そして検討連絡会議で精いっぱい自分たちの意見を通してくださいよ。議論の中のことは余り拘束しませんからお任せしますということを十分に討論して出てきてもらうという条件を前もってつけて、区民組織で連絡していただく。それで最後に、大変難しいことをやはりやってこそいいものができると思うんです。親組織と検討委員が苦勞することも含めて、時間もかかるけれども、その苦勞があった方が区民の中でこんなになって一生懸命やってくるの方が非常にいいので、あえて別紙2、D1にしておきますけれども、D1案で、僕はこれが一番望ましいなと思っています。

辻山座長 なるほど。どうぞ。

小松委員 私は前回、小委員会のときに、忌憚なくみんなで話し合う中では、32名まで膨れ上がるということは想定せずに、別紙2になるような形を、たしかどれかとどれかの折衷案としてこういう形になったと思うんですけども、今の座長の話をお伺いして、そうすると、一つここでまず土台になっている10の地区協議会の、全員の10名を出すというところが一つ議論というか、考え方の物差しの基本になっていると思うんです。10が10で要するのかどうかということ、今のお話を伺いながら、ちょっと私は、地区協議会として、代表として1人選択をしてもらうという方法もあるのではないかなというのが今ちょっと浮かび上がってきて、そうすると、地区協議会1人、町会1人、こういう形で、A1の3名で、公募委員がそれと同数で、3名で6という形。地区協議会で選ぶのが、初めに選ぶときに苦勞しますけれども、どういう選定をするか、一つの基準をつくるのに苦勞しますけれども、それを10名を出すことによって、あとの人数が変わってきて、後で苦勞するかという、こういうようなこともあるのかなと私はちょっと思ったんですけども。座長はいろいろなところでいろいろなやり方を経験されてきて、今ほどお聞きした別紙2だと、代表の6名というのがとても苦勞すると、つぶれる人が多いとおっしゃっています。久

保委員は、それでも努力してやっていくべきだと。私はいろいろな経験の後にそういう一つ、前例がたくさんあるとすれば、少しそれは知恵を働かせて避けていくというのも後発の特典ではないかなとは思うんですけども。

久保委員 関連していいですか。

辻山座長 はい、どうぞ。

久保委員 さっきあいまいに最後を締めましたけれども、そのことのために32名以上の区民検討組織は自分たちの基本条例案をつくり、6人の検討委員を選出した時点で任務終わり、そういうふうにしてもらえればはっきりする。あとはもう6人にお任せと。そうすると先生の心配する問題が随分解決されると思います。

辻山座長 そのとおりです。それはだから区民検討組織の決断ということですね。

それともう一つは、例えば地区協議会が10個あるのに、そこから1人選ぶということになりますと、だったらいっそのこと全部公募でやったらどうかということもあり得ますよね。どうも前提となっているのは、区内の社会組織のバランスをとってみたいなところがあって、これはほかでも、例えば練馬区でも経験いたしましたけれども、私は実は余り抵抗がなく受け入れているのは、町会連合会の代表の方、それからNPOの代表の方とか、それから婦人運動の方とか、PTA連合会のような方とか、いろいろお見えになったのですが、別にそれはそれなりに組織へ持ち帰ってというようなかたい話はなく、一市民として議論していただいたという雰囲気を感じておりますので、そこは余り抵抗がなかったんですけども、しかし、10組織あるうちから1人だけというのは、例えば選び出すというような組織があるんですかね、連合会みたいな。

中澤委員 地区協議会は組織されてまだ2年でございまして、やっと先日全体の代表者の方にお集まりいただく連絡会の初回を開いたという、まだその段階なんです。ですから、そういった意味で、10カ所の地区協議会は、それぞれ自分たちの地域の課題については相当この2年間議論してきていますけれども、お互いの情報交換ですとか、意見交換、またそこら辺のところについては、まだまだこれからの段階でございまして、今のところで10カ所の地区外からどなたか1名を代表者として送り出すということは、実態としても今は無理だというふうに私は思いますけれども。

辻山座長 なるほど。それともう一つは、先ほどご発言がありましたように、区民の組織に議員が出ていって発言すると、議員の発言が重く受けとめられるぞというご指摘がありましたけれども、それは私自身は実感のない世界でありまして、何とも申しようがないのですが、もしそうだとすれば、一緒にやる議論はむしろマイナスというふうに考えざるを得ない。そこはご経験の中からお判断いただくということになりそうですね。平らな目線で、同じ目線で議論しましょうと、口ではそう言うんですけども、それはご指摘のように、なかなかいろいろなことが、配慮があったりして、そうはいかないかもしれないと思いますし。どうぞ。

山田委員 さっきちょっとお話がありましたように、議員で小委員会をつくってございまして、小委員会で別紙1から4についてどれが適当かという議論したんですよね。それで、最終的にこのたたき台、別紙2のこれが一番妥当なのではないか。いろいろスタンスの違いはありましたから、それを集約するということでは別紙2がいいのではないかとということで、私も皆さんのいろいろな意見を聞いた結果としては、別紙2が適当だというふうに思っているんです。

それで、先生がいろいろ問題があるというふうに指摘をされて、確かにそういうことが起こり得るのかなというようなことを感じているわけですけども、ただ、例えばそちらの方にいる専門部会の皆さんもバックに3,000人近い職員がいるわけですよ。ただ、そちらの場合は区長が決めればそれに従うということがありますから、普通の組織とは違うところがあるんですけども、こっちの方を見ますと、それぞれ議員という立場ではありますけれども、それぞれ会派が違う、考え方も違うということで、全体としては38人の個性が集っていると。そこを6人でまとめるとということで、そういうことをいろいろ考えると、32人プラスアルファですけども、この検討組織の皆さんが、それぞれ意見がある人が集まるのでしょうけれども、そこで一定の見解をこの組織の中で自主的に出していくという、自分たちが出した意見を6人の区民部会の委員の皆さん

んに託すというのは、私はそれほど問題ではないのではないかとこのように思います。ただ、先生と違って、実際かかわっていませんから、現実の世界とつながっていくかどうかよくわからないところがあるんですけれども、検討連絡会議というのは、一定の条件の中で進められるわけですよ。特に時間的な問題を言うと、一定のスケジュールがもう既に決まっていると。その中でやっていただくという、そのことを前提とするならば、区民委員の皆さんもやはりいろいろ議論をするにしても、時間に合わせてまとめていくという、そういうことはみずからの組織の責任としてあるべきではないかというふうに私は思うんですよ。それは議員が6人ですけれども、38人バックにいるのと、そういう点では共通ではないかというふうに思っていて、ここは区民検討組織の皆さんにも、今みたいなことで了解をしていただいて、必要な対応をとってもらおうということではできないのかなというふうに思います。

私はもともと全部フリーにした方がいいのではないかと。地区協議会についても、今お話がありましたように、それぞれの地域の問題については、それぞれの地区協議会が責任を持つにしても、この自治基本条例の場合は新宿全体の自治をどうするかという、そういう観点に立つならば、私は地区協議会という、そういう枠を特に設ける必要はないし、町会という枠も設ける必要はないと。本当に関心のある、自治に対して見解を持っていて、自分の意見を持っている、そういう人が自主的に参加をするという、そういう形の方が最も望ましいのではないかとともに思っているんですけれども。ただ、全体の意見集約をするということでは、別紙2のようなやり方というのは、今の段階ではふさわしいかなというふうには思っています。

辻山座長 次第に形が私なりに見えてきましたけれども、確かにこれまでも一番難しいのは何かと云ったら、集まった区民たちが自分たちの会議を自治するということが実はできないんですね。これは本当に大変で、1人の人がどうしても譲らないと言えば、みんな付き合ってしまうというような運営になっていて、会議のルールをつくるのにも半年ぐらいかかったりするという、大変そういう意味では口スの多い会議だなと実は見ていたんですが、今おっしゃったように、最初に集まっていたけど段階でこういうふうにして、こういうスケジュールで、区民の皆さんがまず議論をして、一定程度まとまったところでこの連絡会議で検討させていただきますよと。そこに修正が入ったりすることは当然ですわね。そのときにも、実はその6人の方が責めを負うというような事態が今までありまして、おまえらがしっかりしていないから骨抜きにされちゃったじゃないかと。そういうことに追い込んではいけないということからいえば、今ご発言があったように、6人の方にきちっと信任して任せるということをその区民検討組織の中で納得していただくという、そういうことが結局重要なという気になってまいりましたね。それはだから、逆に言えば先送りになります形ではなくて、集まっていた皆さんに、そのところは良識を持って検討組織を運営してもらいたいということで、お願いをするということしかなさそうかなという気はしていますけれども。

吉住委員 ちょっとご発言の途中で大変申しわけございません。また前回欠席をいたしまして、大変失礼いたしました。

私は逆に最初に座長がおっしゃられた形が、私どもも皆さんの考えていることをよく知って、あくまでも私ども住民の方に選んでいただいていますので、そういう意味ではやはり住民の人たちが意見を言えなくなるというよりは、逆に私どもも住民の皆さんが、区民の皆さんの委員の人がどういうお考えを持っているのかと、そういうことはやはり熟知した上で取りまとめをした方がいいのではないかなというふうに感じました。

それで、これはちょっとスケジュールをお聞きしたいんですが、きょうこの構成等について、あと検討組織と最後の取りまとめをするグループの関係について、全部きょう決定をするのか、そういう予定なんでしょうか、とりあえず。

辻山座長 これはどうでしょうか。例えば区民の皆さんへの周知とそれから呼びかけというタイミングがありますよね。その意味ではそろそろどういう形で呼びかけるのかということを決めておいた方が日程的にはいいということになるのではないかと、これを見ますと思います。

吉住委員 タイムリミットと考えてよろしいんですね、きょうが。

野田委員 きょうじゅうにということはないんですが、ただ、一番根幹の部分の住民参加のあり方をどう考えるかということころは、初めにきちっと十分議論して、もうこういう方向でいこうと

いうところをある程度出していただかないと、この後の論点整理とか、その辺のところ、いろいろ検討すべきところはやはりありますので、かといってこの部分は非常に大事なことから、場合によっては、きょう、この部分だけでも方向性だけはやはり皆さん、ご意見を言って、こういった方向でいこうというところをいただければなど、そういうふうに思っています。

吉住委員 前回の小委員会の際に、私の方からはA 1案ないしはA 2案あるいはB 1案ということで、A 2案か、B 1案あたりがよろしいかなという印象を持ってお話をさせていただいておりました、やはり最初に座長が御心配になられたようなことを私も心配しておりました、区民の検討組織、大きな組織があって、それを背景に選出された委員さんたちがやはり持ち帰り、そこで幾ら終わりといっても、区民会議という試みをやった際も、やはり区民会議はこれで終わっているのかというようなことで、しばらく憩いの場もこの地下室にもできていましたが、基本構想を実際につくってみる段階になったら、自分たちが言ったこと、答申で出したこと、全部が全部受け入れられていないではないかということで、やはり議論もあつたり等々しまして、せっかく自治基本条例という、自治のルールを決めていこうということですので、いろいろな立場の人が区民委員として入ってきていただけると思うんですが、それが自分たちの目の届かない検討連絡会議に入ったら、さっぱり違うものになってしまったと。そういう意味では、住民の中での対立関係を生んでしまう材料になってしまったり、そういうことというのは好ましくないと思いますので、そういう意味では、辻山座長がおっしゃられたような冒頭の形は非常に理想的な形ではないかなというふうに非常に関心を持って聞かせていただきました。ただ、ほかの委員の皆様方のご意見もあると思いますので、お聞きしなければいけないと思いますので、もう少しまだご発言を十分にされていない方がいらっしゃれば、よくご意見を伺った上で、私としてもきょう態度というか、ある程度決めておきたいと思えます。

辻山座長 どうですかね。はい、どうぞ。

あざみ委員 ちょっとまず質問なんですけれども、座長がおっしゃったのは、区民検討組織で一定議論していただいて、その方向性が決まったら検討連絡会議に入らせていただいて、それを固めていく作業をやるということですよ。そうすると、スケジュール的には、この4月から7月までに論点整理を区民の方に周知して、その間に組織をつくっていきながら、8月ごろから連絡会議に入ると。要するに区民検討組織をつくった上で連絡会議に入るといふようなスケジュールですけれども、そのスケジュールを少しずらすような形になるのかなと今お話を聞いていて思ったんですけれども、イメージとしてはそういうふうになるのでしょうか。要するに検討連絡会議を少し休ませておく期間になるという感じですか。

辻山座長 そうなんですけれども、問題はこのわきに振ってあるスケジュールがどこで合意されたのかというのは、私はちょっとわかりませんが、少なくとも一般の区民の方を入れて、一からワークショップで積み上げていくと、今まで最短でも1年以下というのは私は経験したことがないですよ。ただ、政治的な日程というのは多分おありになってスケジュールを決めることはありますので、余り口出しはしませんけれども、4月に区民検討組織を立ち上げて7月というのは、恐らく会議のルールをみんなて了解し合ったところで終わりぐらいの話になるかもしれませんよ、例えば。これは何かデッドラインがあって、つまり22年1月の議会ぐらいにはということね。そうすると、しかしどこが長いかといえば、検討連絡会議が長いということになりますよね。これはだけど、一緒に入って、区民検討組織で議論をする期間を十分にとれば、最後の起草段階ぐらいが検討連絡会議ということになりますので、これは二、三回で済むということも考えられるんです。

あざみ委員 そうすると、本当に条例案のベースを区民検討組織につくっていただくというようなイメージになるわけですね。

辻山座長 そうですね。最終的に二、三回で行政の方のいわば立法技術の問題も入ってまいりますので、「てにをは」を含めて練って、その練る前のやつはもちろんここで案をつくって、できれば区民検討組織へ1回返してみても「どうだ」といふようなチャンスがあればいいと思いますけれども、大体いいのではないかとこのところをいただければ、あとは技術的な整理ということを考えて、後ろは二、三カ月で済むと考えてもいいかもしれません。

あざみ委員 今伺ったお話の形は、ちょっと想像していなかったというか、これまで考えてきたのとは大分違う内容になるんですよ。それは人数がどうのこうのという、そういうレベルの話ではない。今回の条例をつくる過程の重要なのは、検討連絡会議がもうどういう内容をつくるかという、最後の二、三回の詰めのところだけではなくて、最初からどういうものをつくるかという中心になるのが検討連絡会議だというようなイメージを持ってきましたので、そしてしかも区民、議会、行政が三者で等分に役割を分担してつくっていくというイメージがありましたので、先生がおっしゃっているような形は私も悪くはないと思います。区民のための自治、条例ですから、そういう意味では区民の意見をもとにした答申なり、報告書なりを受け取った段階で具体的につくっていくというやり方を皆さんどこもしていますし、今回、新宿区も基本構想と総合計画はそのようにつくって来ましたし、それは一つのやり方だと思うんですけども、イメージが全く変わってくる話なので、ちょっと戸惑っているのが正直なところなんです。

辻山座長 最初に申し上げたように、ここで決めることはとても簡単なんですね。人数も少ないし、ある一定水準の理解が共有できているというようなことを含めると。それと同時に、ここで決めたことは恐らく最高意思決定になってしまうので、そうすると、区民検討組織をつくる意味が区民の間から疑問だというふうに言われるはずなんです。それはこれまでの意思決定のやり方の常道だったわけですよ。一定の結論があって、そこで意見は聞くけれども変更はしないという参加方式といいたいまいしょうかね。それを最近、もう区民たちは大分見抜いてきたなという気はするんですよ。だから、それに第一、これは自治体の、我がまちの憲法とかと言っていますので、我がまちの憲法を統治者の側がつくってどうするかという問題がありますよね。それは本当に都合のよい仕組みにつくるにきまっているのだというようなそしりを考えますと、最初はこっちは何も持っていない、皆さんのえがいた自治の姿というのを一ぺん見せてみるというふうには区民に投げかけるのが常道かなというふうには思っているんですけども。ただし、これはとても手間と労力が必要だという気はしていますので、先ほどの幾つかのご発言を参照しながら、別紙2の原案のように、上手に6名を選んでいただければいいかなというふうには私もちょっと妥協しかかりましたけれども、どうでしょうか。これは恐らくでき上がった条例のよしあしの問題ではなくて、どのように自治体政府とそこの住民とが向き合ったかという、その向き合い方の基本のところですので、十分にご議論をいただいてお決めいただくというのがいいかなというふうには思っていますけれども。

タイプとしては、私が考えている……、区民検討組織というのはいろいろなやり方があると思いますけれども、恐らくは最初に全員で集まって、顔見知りになって、それからどうやってこの会を運営しようかというようなことを相談したら、恐らく2回目ぐらいからは入り口でくじを引いて、何チームかに分かれるというようなことになっていくのだろうと思うんですね。そうしますと、大体区民の方10人ぐらい、そこに議員の方が2名入る。行政の方が2名。忙しいから全員が入るとは思えませんけれども、そのようにして入って、ワークショップで例えば新宿区の好きなところはどんなところでしょうか、嫌なところはどんなところでしょうかというようなことから多分始めるのだろうなという気はしていますよ。最初から「第1条目的」とかということにはとてもならないので。そうしますと、そういう中で、議員の皆さんもある種の信条とか、見識というようなものを区民と一緒にあって披瀝していただくチャンスというのは、私は結構……、今まで実は経験はないんですよ、議員の方が最初から入るといって委員会を経験していませんので。

久保委員 一ついいですか。一般論なんですけれども、私は先生の心配は当然だと思うんですけども、経験から出るので。ただ、余り僕自身は心配していないんです。というのは、基本構想を2年かけてやってきた、これはもう新宿区民の今後の生活の問題がすべて出てきて、それをどうしようかと。僕は基本条例については、そういうものとは違って、簡単に言うと区民の新宿区政における権利と義務の問題、これの基本をどういうふうにな新宿区で決めるかという、簡単に言えば、ある意味では、ちょっと誤解されるかもしれませんが、学問の分野の問題で、基本構想は生活の分野の問題。そういう点では、論点整理さえきちとなされて区民に投げかけたときには、そう異論が出るような気がしない。最終的に僕は最後の18名、座長を入れて19名の検討連絡会議は、それぞれの立場が行政官とそれから議員とそれから区民の3つの立場の違いがぶつかって調整される場であって、そう異論が出る、こんなになるような正反対のようなものではない。調整される場であるから、そんなに親組織に行ったり来たりという心配は出ないような気がするので、それでもう一度言うけれども、区民検討組織は6人選んだら解散しちゃえばいいんですよ。

辻山座長 それが一番すっきりしますね。そのためには、区民検討組織は6人の方にいわば全権を委任するということになりそうですが、少なくともこれまでの基本条例を見ていまして、市民の会議がつくった条例案がそのまま通ったというのは、恐らく神奈川県の大和市ぐらいだというふうに思いますね。それはどうしてかということ、彼らは合宿までやって、それから行政の側の法務の職員も検討組織に入れまして、要するに立法案をきちっと条例案をつくったということでございます。ほかのところは、自分たちのまとめたものと違うではないかということの調整に結構時間をとっているんですね。もちろんそういうことがあったものですから、近年では区民検討組織を条例が制定されるまでにしてくれという要望が出てくるようになってしまいました。それはどうしてかということ、やはり監視していこうという、こういうことのございまして、そこをだから納得さえしてもらえればいいというふうに、先ほど言いましたように、そこで努力するかということが一つの選択肢。それから、どう説明しても最後まで疑う区民たちはいるということとは間違いないので、だったら最初から最後まで区民たちの責任においてまとめたんだよという形をぎりぎりまで追求するか。どっちかだなという気はしているんですけどもね。どうですかね。どうぞ。

あざみ委員 区民検討会議に私たちが入るか、入らないか、入っても、入らなくても、要するに区民は自分たちの意見が通るか、通らないかということなわけですよ。尊重されるかどうかということですね。それは今回、基本構想の過程を見ても、そこがすごく大きかったと思うんですけども、なので、入っても、入らなくても、だから集まってこられる委員さんたちにもよるようなところもありますし、久保委員がおっしゃったように、基本構想の区民会議はやはり生活に密着している。介護がどうか、子育てが足りないじゃないかとか、そういう話からですから、本当に譲れない部分というのをそれぞれお持ちの方がたくさんいらっしゃって、そういう意味から言うと、この条例は理念的な部分が確かに多いので、久保委員のお話もそうだなと思うところがありますけれども、座長がお話のように、さまざまな自治体でこういうことをやると、譲れない市民の方というのはたくさんいらっしゃるんだなというものもあるので、私としては、やはりちょっと区民検討組織にこちらが入らなくて今回はやってみるということで、区民の方がどういうまとまりをされてくるのかというのはありますけれども、どういう形にしても、一定尊重するのは、これは当然のことですから、雰囲気を知りたかったら傍聴すればいいわけですし、私は入らなくてもいいのではないかとこのように思います。

辻山座長 なるほど。どうぞ。

中澤委員 ちょっとあれかもしれませんけれども、先ほど先生の方から、この検討連絡会議の場で初めて区民の方の意見を聞くということは、それはやはりいろいろ支障があるのではないかとこのお話がありましたけれども、反対に言えば、区民検討組織での議論の中で私たちの、このメンバーの意見が全く議論のベースにないところで議論してしまって、それがいきなりこっちに来るとということ自体がやはりまずいだろうという、そういったご指摘なんだろうと思いますね。ですから、その点でいえば、区民検討組織のメンバーの方と私たちとは、毎回でないにしても、何らかのところでやはり意見交換なり、問題意識を共有するための仕掛けというのはやはりある程度必要かなと私も思います。ですから、私たちはこういうふうに考えていますよ、私たちはこういったところを問題視していますよ、こういったところを自治基本条例の中でぜひとも解決したいと思っていますよといった、いろいろなそういう思いというのはやはり私たちは持っているのだと思うんですね。そういった問題意識をまず一番最初のところで、区民の集まっていたいた方々にも一番最初のところでやはり共有すべきなのではないかなと思うんですね。ですから、それが毎回の区民検討組織の会合でなくてもいいというのは、確かにそういう考えもあるんだろうと思うんです。ですから、そこら辺のところでは、どうやればその問題意識を共有できるものを仕込めるかというようなところで、具体的なものをちょっと皆さんで議論すれば、ある程度そこはクリアできる可能性はあるのではないかなと思います。

辻山座長 なるほど。どうぞ。

吉住委員 私が先ほどちょっと大まかなことを述べてしまったんですが、できればやはり全く私たちが背景というか、わからないことをいきなり目の前に出されて、それをたった19人で決める

というもどかなと思います。そういう意味では傍聴していればいいのではないかというのがありますが、逆に区民の委員の人たちの方も、私たちがなぜそれに実際に物事を決める場面になったら意見を言うのか、反対をするのかということが全く意味を理解してもらえずに結果だけで判断されるということも、今後住民と議会、あるいは区役所と住民、あるいは区役所と議会の間で、それぞれの中でいろいろな不必要な亀裂を残していくのではないかと懸念します。そういう意味では、私は区民の検討組織というか、区民の検討組織と言うとまた変ですが、検討組織として一緒に常に行動するつもりでいていいのではないかなと思っています。当然意見を問われれば意見も述べる。それは当然会派から選ばれてきた人間として、きちっと発言することは責任を持ってやる。それについてどう思われるかということも考えなければいけないでしょうし、また区民の皆さんにどういう背景があってそういうことを望んでいるのかということをお互いの共通認識を持つ、そういう作業が自治基本条例をつくるに当たっては必要なのではないかなと思っています。そのような意味では、例えば地区協議会、その地区、地区のことは詳しいかもしれないという話は出るんですが、そうではなくて、今後、新宿区の行政の部分を担当いただくパートナーとして、自分たちのまちの決まりごとをどうやって決めていったのか、そこにルールを決める段階で自分たちがかかわっていたのかどうか。そういうことが必要なのではないかなというふうに感じております。そのような意味では、この検討組織、皆さんと一緒に考えて意見を求められたり、あるいは皆さんが発言しやすいようにある程度自分のことを抑えたりする作業というのは大変かもしれませんし、回数もふえて、大変な手間がかかるかもしれませんが、それはこの大切な条例をつくるに当たっては、当然確保しなければいけないことだと思いますので、そのような意味では検討組織にみずからも参加をしていくというスタンスをとっていただければというふうに思っております。ただ、ほかの皆さんの意見もありますので、よくお聞きしたいと思っております。

久保委員 すみません、もう一度、一つの問題で相当時間がかかっちゃっているの。やはり区民検討組織に議員のどういうメンバーがいくか、小委員が6名いますから、出る。そうなったら、専門部会も出なかったらおかしい。そうなったら、検討連絡会議は要らないんですね。区民検討組織で十分にやったら、それがもう本案になるわけです。こんな屋上屋を重ねる必要はないし、そしてやはりそうでない作りの方がこの自治条例では大切だと。一つランクを置いて、僕は特別委員会が親組織ですから、あるいはもっと言えば、38名の区会議員が親組織ですから、そういうものを代表して、区民も親組織を代表して、そこでまた持ち寄ることの方が僕は非常に大切だと思います。もう平場でみんな集まってここで決めるなんて、いいものはできないだろうという気がしますけれども、かえってこういうやり方がいい。だからそんなに心配しなくていいと思ってるんですけども。

山田委員 私はさっきと同じ意見なんですけれども、やはりそれぞれの組織はそれぞれの組織で責任をもって対応を決めていただきたいというふうに思うんですね。それで、連絡会議の中で、そういうそれぞれの意見の調整をしていいものをつくり上げていくと。その過程の中で、自分の意見が入らないというのは、それは当たり前なことなんです。みんなが同じ意見を持っていない限り、だれかがだれかに譲歩しなきゃだめだということ。区民の皆さんの意見だけが通らないわけではないし、私もこれからいろいろ意見を言いますが、私の意見だってほとんど通らない場合もあり得るかもしれない。しかし、それはお互い会議ですから、それはごく当たり前のことなんです。ただ、意見調整といいますが、お互いの共通の理解というのはやはり非常に大事ですから、例えば連絡会議、小委員会とか、専門部会の我々が区民検討組織の皆さんと意見交流をしなければだめだという、そういう状況があったら、これは積極的にやるべきだというふうに思うんですね。ただ、恒常的に、組織的に、そういう場を今から設定する必要はないのではないかと。あくまでも区民検討組織は区民検討組織の中で、要するに意見として集約できるような、そういう責任を持ってもらいたい。自治基本条例ですから、それぐらいのことをお互いにするという気持ちがなかったら、なかなか前に進んでいかないのではないのでしょうかと私は思っています。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 小松です。最初これは区長部局と議員とそれと区民の代表の三者が一緒になってやっ
ていこうということから起こっていますから、そうすると、久保委員がおっしゃっているように、

区民の意見を交換する場があったとしても、そこから代表を出してもらって、こういう形で一生懸命みんなで意見を言い合う中で、私はいいものが出てくると思うんですね。その中に議員が入っていて聞くとか、傍聴するとかということと別に、一緒に、三角形になって、座長を中心に忌憚なく、立場を越えて、それでもお互いの専門分野がありますから、区長部局の方からさまざまな状況を聞いたりしながら、お互い化学反応のように意見が出ていくと思うんですね。ですから、これはやはりうやむやにせず、どういう形で連絡協議会をもっていくかというのは、きょうきちっと決めないといけないんだと思うんです、その人数というものを。そうすると、具体的な数を一応決めないといけないのではないかなとは思いますが、私は余り区民の会が多くなって、一番最初に一生懸命検討した三角形のお互いの立場というのが薄れていくような気がするんですね。ですから、何とかそこを6名にですね。それを区民の方たちで6名を出してもらって、久保さんがおっしゃっていますよね。そうすると、初めの公募で16名という、この別紙の2だと公募委員は16名ですね。地区協議会、こういう形で初めから決めている人たちが出てきたのと、公募委員が入って、それでその中で検討してもらって6名を選ぶのか、そういうことですね。そこを一応きちっとこれからまとめていかないといけないのではないかと。

辻山座長 いずれにしても、今議論しているのは、別紙2の案をベースにして、ここに区民たちの検討にゆだねるか、それともその検討にこちらがしゃしゃり込んでいくかという、そこだけのことなんですよ。

小松委員 座長、すいません。そうすると、例えばこれは期日が一応決まっているわけなんですよ。私も一番最初から期日が決まっているのが、なかなかそこに合わせることができるのかというのが、それだったら何となくおもしろい芝居をしているような雰囲気も感じないでもない。22年1月にはこのようにするとありますよね。これが私は何か、十二分に区民の方たちに、区民の方たちで話し合っていてとなれば理想的なんですけれども、それは相当時間がかかる場合もありますよね。

辻山座長 逆に全く区民たちの自治に任せると、かかりますよ。スケジュールを説明しても、それはそちらの予定でしょうというふうに言いますよね。そうすると、十分に議論したい、ではこの辺で議論を集約しましょうか、まだ議論が足りないとか一人でも言えば、なかなか打ち切ることが難しく、結局ずるずるになりますよね。そういうときに、ではどうやってそこを、市民の会議をコントロールしていくかということは大変難しいんです。そういうときに、例えば議員の方がいて、そうは言ってもというようなことでリードしていただくとかということがあり得るかもしれないとは思いますが、ただ、議員の方のリードで決まっていく会議というのも情けないものがあるなということはあるんですよ。ですから、今おっしゃっているように、区民の会議は区民たちで存分にやってもらいたいというご意見には大変私は傾聴すべきものがあるとは思っているんです。ただ、私が心配しているのは、先ほど来ご意見が山田委員からもありましたように、どっちにしたって妥協しながら着地点を探す作業なんですよ、会議というのは、これには区民はなれていないということが一つあります。

実はあるところで、最後に一ぺんだけ多数決をとったことがありました、市民委員会の中で。それは何かというと、市議会を二院制にしようという提案でございました。一般に選挙で選ばれる議員たちと、それからもう一つの院は、何でしたっけ、公募のような形でといたしましたかね、俗に代表ではなくて、市民たちでつくる第二院をつくりたいという提案でございまして、これはもちろんいろいろな意見がたたかわされましたけれども、最終的にはそのご本人が一人折れずに、多数決で押さえ込んだということがありましたけれども、これはやってはいけないことをやっちゃったなという気は実はしているんですよ。できればとことん討論をして、妥協するんですけども、そのときは自分の眼前で直接言われて、納得をして妥協をするということが必要で、上の会議でこうなったからという妥協はとても屈辱的に感じるものだと、平場の区民でもそうだろうというふうに思っているんですよ。そこを大事にしてあげなければいけない。

小松委員 それで、私が初めに区民委員を選ぶときに、初めに妥協して、初めに妥協というのはおかしいんですけども、6名選ぶのか、今は別紙2にもう決まると、全体の意見はもうここでこちらに決まっているわけですから、結局は同じようなことは、初めの段階で選ぶときに妥協するのと、後でまとまって、結局はそのようなことで妥協はするんだろうと思うんですけども、そのかわり後の場合、別紙2のやり方でやっていくと、期日が守られないということは、これは、

期日を守るということは、私自身も何でここまで、この日に仕上げないといけないのかと議員が思ったぐらいなものですから、一般の区民の方はなおさらそのところで、せっかいいい意見が盛り上がっているときには、どんなに急いでもらおうと思っても急げないことも起こってくるかなとは思いますが、そういうやり方でもはここで決めていくわけですね、きちっと、期日を守るためには。

辻山座長 期日というのが.....

小松委員 これが初めに出されたものですから、私も何か.....

辻山座長 それは区長さんと議長さんの間の協定のときにもう話し合われているんでしょう。

猿橋委員 よろしいですか。期日の問題もここで私は合意されていると思いますから、基本的にはですね。当初の合意の文書を交わしているわけですから、基本的にこれをベースに押さえた中身で議論していただかないと、根底はやはり崩れちゃうかなと思いますので。

それから、今までの議論の中で、区民検討組織をもしつくとすると、これは多分そこを、今までの議論をおうかがいしていると、そこが実務検討組織に多分なっていくのかなという気がするわけですね。それで、それを受けた形で、今の検討連絡会議はいわば起草部会的な位置づけに多分なっていくのかなという形になりますと、私どもが今回、いわゆる基本構想で仕掛けた区民会議方式、その中に逆に私どもや各委員が入っていくという、そういうイメージに近いのかなという気はするんですね。それをやったときに、スケジュールの問題とかを考えて、恐らく区民検討組織のスケジュールはずっと長くなっていくと。場合によっては1年ぐらいになって、先ほど座長が言われたように、そこまでの中で相当集約がされてくれば、最後の二、三カ月の中で、検討連絡会議で技術的なものを踏まえて検討することによって、この最後のスケジュール管理に合わせられるのかなという気はするんですね。

それともう一つ、そのときに、私どもの立場からいくと、区民検討組織のお守りはどこがやるんだということになるんですね、実質的に。それは区民に任せてしまうというのも一つなんですが、区民会議のときは当然ですけども、私どもが実質的にやったわけですね。下支えをする形でやったわけですけども、そういう形でいいかどうかということも、ここでやはり議論しておいていただいた方が私はいいのではないかなと思うんですね。それは私どもがここに入っていくときのやはり基本的なスタンスはどうするかという形にも非常に密接にかかわりますから、やはり私どもでそういう事務局をやった方がいいのか、それともまた別の方式があり得るのかどうかということも、それをもう少し議論した方がいいかなという気はしているんですけども。

辻山座長 そうですね、そのことはだから区民検討組織の持ち方ととてもかかわりがあって、例えばワークショップを3つなりつくるときに、その都度議員の小委員の方が交代でコーディネーターを務めるとかというようなことで、汗をかいてみるとかというのもあり得るのではないかなと思うんですよ。別にそこで部会を支配するとは思いませんので、そういう形で区民の方とのコミュニケーションといいましょうか、信頼を勝ち得ていくというような会議の運営の仕方もあるのではないかと。そうすれば、ある程度スケジュール管理のようなことについても心配していけるというようなこともあるかなという気はしますけれども、はい、どうぞ。

あざみ委員 お話の途中で、スケジュールのことで言えば、一定の合意はされているとは思いますが、このようにずっと出ていますので。ただ、議長と区長の協定書の中では、日程的なものは文書になっておりませんので、絶対確定だということでもないと私は理解をしておりました。そして、今回、基本構想をやった区民会議や基本構想審議会でも、スケジュールが、お尻が決まっているからというのが再三言われたことによって、議論が不十分だったというような意見が出ました。それは私たち議員も、私も言いましたけれども、なので、余りスケジュールを理由にして議論を早めるということはない方がいいのではないかなと思います。そこはここで言うておきたいというふうに思います。

辻山座長 では、山田委員、どうぞ。

山田委員 さっき猿橋副座長が言われた事務局をどこが担当するかという話ですけども、私は

ここに書いてありますけれども、企画政策課にぜひ担当していただきたいというふうに思うんですよね。というのは、どういう方々が区民検討組織に参画するかまだわかりませんが、しかし、組織運営にたけている人たちが集まってくるということは余り期待できないです。要するに自治の問題について関心があると、ぜひ自分も発言したいという、そういう人たちがたくさん集まるということになった場合には、それぞれの方々はそれぞれ一家言を持っているのかもしれないけれども、組織全体をどう運営するかということになると、素人のところがあるだろうというふうに思わざるを得ない。そういう場合にやはりなれている企画政策課がそれなりの対応を、提起をしてもらうというのも大事ではないかと。というのは、私は時間がもう相当あると、まとまったところでそこが必要だよという、そこが終点だよという、そういう状態であったら、私は事務局も区民の皆さんがやるべきだというふうに思いますけれども、しかし、平成22年1月に条例を出すということになりましたら、ここを動かさないということになったならば、やはりここまでまとめ上げていくという、そういうことが最大限必要なわけですから、やはり事務局については企画政策課にぜひ担ってもらいたいというふうに思います。

それから、全体のスケジュールですけれども、来年の3月までに論点整理をすると。その後、こういうスケジュールで進んでいくわけですが、私は若干のいりくりがあったにしても、基本的には私はこれでいいのではないかとこのように今でも思っているんです。というのは、検討連絡会議で具体的な条例の案文なんかについて検討しますけれども、この段階までには少なくとも論点は整理をされているはずなんです。整理されている論点に基づいて、具体的な条例をどうつくっていくかということになるわけですから、ここにそれ相当の時間をかける。その過程の中で、区民の皆さんにまず意見を聞くということがあり得るかもしれないし、そうだとするならばそれをどんどん聞いて、条例化していくということが必要ですから。区民検討会議の条例化に向けての作業というのは、許される範囲で時間としてはたくさんとった方がいいのではないかと。したがって、こういうスケジュールで私は進むべきではないかとこのように思っています。

辻山座長 なるほど。はい、どうぞ。

あざみ委員 事務局体制のことですけれども、私も区民の方に全部任せるというのは、それは現実的に無理だと思うので、どこかが事務局を担うというのは当然だと思います。それで、企画政策課がそれにふさわしい、条例の中身としてもそういうことですので、ふさわしいというふうには思います。ただ、区民会議のときもそうだったんですけれども、事務局やあの場合は座長と言ったのでしょうか、専門的な方が大分いろいろなことを誘導するのではないかとこのような、誘導されたというような意見などもありまして、本当に事務局は裏方と。スケジュール管理は一定するにしても、必要な資料だとか、そういうことであって、アドバイザー的な中身について余り口出しをするのはよくないかなというふうな思いはありますけれども、事務局は企画政策課でいいかと思いますが、先生が言われたような議員も入ってみてもおもしろいのではないかとこのように思います。それはおもしろそうだと思いますので、許されれば私はやってみようかなと思いますけれども。

辻山座長 それはそうですね。事務局については、今ご意見があったように、多分ほかの案というのはなかなかないんです。だから、企画政策課なりで汗をかいてもらわなければしょうがないかなと。もちろんこの検討連絡会議で論点整理をどこまで詰めても、それを押しつけるわけにはいかないわけだから、当然ですけれども黒子に徹していただく、段取りをとにかく整えるという役回りになるのでしょうか。それは例えば合同の事務局と言っているけれども、この区民検討組織まで議会と合同でというのはちょっと難しいかもしれないなとは思っていますけれども、それはどうですか。

野田委員 今事務局のお話があったので、私の考えを少しお話しさせていただきますけれども、やはり区民会議でも事務局をやりましたし、企画政策課の方で事務局をやっていくのだろうというような形にはなるのだろうというふうに思っています。

ただ、区民会議のところでもいろいろ議会でのことは話として出たんです。そのときに、やはり議会の方もそういった生の意見を聞かなくていいのかというところがかかなり意見として出されていたというところも事実でございます。当然事務局として入れれば、私もはそういったところを生で、きつい区民の方の意見も踏まえていろいろな意見を聞くわけでございますけれども、

そういった情報をまたこういったところでお話しするということができるにしても、やはりそういった生の声を聞かなくていいのかということも、一つ問題の提起としてできるのかなというところで、委員としてではなくても、なるべくそういうところに入っていく姿勢、それは私どもの方から言うことではないのですが、そういうところは必要なのかなというふうに思っております。

それから、今、別紙2をもとに議論が進んでいますので、少しこのところについて感じていたところ、それはやはり座長の方が最初にご意見として述べられていた、6人を選ぶ段階の6人に対するやはり正当性、代表性、こういったものをやはりどのように考えるのかなということが非常に私どもも気になるところではございます。先ほど区民検討組織での十分な議論をしていく過程の中で、そういったまとめの段階で代表を選んでいくと。そういうようなお話もありましたけれども、それにしても、少しこの辺の6名の発言、常に親組織に戻る、持ち帰ることが多くならないか。先ほど、その時点では解散だという話もありましたけれども、流れとしては、やはり組織をつくと、自分たちの意見がどのように条例に反映されて、反映されなかったのか、そういったところをやはり見守ると。そこまで私どもは最後までそういったところをやっておきたいのだと。そういうふうな意見はいろいろなところでも聞いてきましたので、そういったところでなかなかそこで解散という形は難しいのかなというふうに考えております。

別紙2のところ、そのお話をしているところで、少しまだ依然としてちょっと心配なり、疑問なりが残っているところを少しお話をさせていただきました。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 いいですか、たびたび。当然事務局は、情報とお金とそれから時間と人手がある、この4つを持っているところがやらない限りできっこないですよ。もう細かいことを言わなくて。だから、皆さんの方で、反対側にいらっしゃる方でやる以外にない。これはもう自明なんですから、ただ、お金は出すけれども、口は出してはいけないというきれいごとを言っていたのでは、僕は区民の組織は動けないと思う。やはり参考になる資料や聞かれたら参考になる意見は全部出してあげなかったら、どうしていいかわからないと思いますよ。生活の問題ではないんですから。はっきり言って、やはり憲法は国民がつくるわけにはいかないですよ。憲法学者がつくって、国民に見せて、国民に承認させる性格のもので、基本条例だって同じ性格を持っていますから。やはり口は出してはいけない、こうやれ、こうだなんて絶対いけないけれども、参考資料はお守り役の役目ではないかと思っているんですけれども。

辻山座長 はい、どうぞ。

根本委員 すいません、私自身の意見は、もともとは20人が検討連絡会議に入るとというのが私の意見だったんですね。ただ、いろいろな意見の中で、Bの今の別紙案ということになっていましたから、まとまったところでまとまっていけばいいというふうな思いですけれども、自分の気持ちだけ言いますと、さっき野田委員が発言されましたけれども、区民会議に議会は入っていませんでしたね。そして区民と行政当局とそれから早稲田大学の学者の先生方で区民の提言をずっと練ってきたということなんです。我々は最後の最後に、基本構想審議会のときにも、「区民会議の提言をもとに」ということで我々が参加していったということですから、当然それに制限されていった。しかし、区民会議の提言の前提は何かということ、議会はなくてもよいのではないかという疑問すらあるということなんか前にながら、そうなっていった。我々がやはり今区民の皆さんから見られているのは、議員はみんな地元の代表としていろいろ役に立っているけれども、議会としてどうなのかというところの役割を区民の皆さんに出していかなくてはいけないのではないだろうかというふうに考えて、多分今回は行政当局だけではなくて、議会も一緒になってつくってほしい。三者でつくろうということだったと。ですから、多分このB1、2の案の中でいったにしても、事務局を企画政策課にだけ任せるというのでは同じことになってしまう。三者でやるんだという意気込みを我々はここでは出せるけれども、やはり区民の皆さんの前で、事務局ぐらいも我々が一緒になって担うぐらいのことでないと、思いはあっても、結果的には同じように映ってしまうのではないだろうかというふうに思うんですよ。そこで困っているのは何かといたら、今までずっと協働でやるんだ、協働でやるんだということを言ってきたんだけど、専門部会の方にはいっぱいスタッフもいれば、資金もあるわけなんだけれども、うちの方はスタッフもいなければ、事務局を担うんだといたら、「よし、我々が汗をかこうぜ」という

話しかないわけです、今のところは。だから、大変だなというふうに思ってしまうんですけども、議員の我々がやはり事務局のところか何かできちんとその部会に入って行って、一緒に汗をかくということでない、この6名の検討連絡会議のところ、6人が来て、初めて我々の顔を見ましたということでは、区民会議の提言のつくり方と結果的には同じようなことになってしまうのではないかと心配があるんですよ。ですから、もしBの別紙案でまとまるなら、やはり小委員の我々が事務局も担えるところまでは担うぐらいの構えが必要なのではないかと。
〔「我々が事務局員になるの」と呼ぶ者あり〕

根本委員 事務局員というか、コーディネーターだな、格好よく言えば。だから、一緒になって、要するに我々が区民検討会議の中に我々の顔もあるということをしちんとつくっていくぐらいのことはやる必要があるのではないかと思うんです。

小松委員 別紙2に決まっているわけではないですよ。これはまだ決定していませんよね、別紙2だと。私は何か一番最初のスタートでみんなで頑張っ、三角形でやろうと言ってきたものが、何か変わってきたような感じが、きょうここに座っている間にできていますよ。ですから、今のような、例えば根本副座長のようなお話でしたら、また初めに戻って、この6名の選び方をきちっとしていけば、6名を公募にするとか、そうすればまた三角形で、そして事務局がどちらかという、議会事務局と区長部局のスタッフの方が事務局がわりをしてくれるというところに落ち着くのではないかと。いつの間にか別紙2が初めの前回の小委員会で私がそういうふうになってきたのは、こんな大きな大がかりな人数でこんなに動いていくというのではない段階で決まったんですけども、同じような人数で区長部局と議会と区民の方たちがどんどん意見を言いましょうということからスタートしたんですよ。ですから、これが別紙2に決まったかどうかですね。私はそこをもう一回おさらいを。私は今ちょっと何か考え方が大分またぐらうらしてきているものですから、どうなんですか、副座長は。根本副座長。

根本委員 純粋な気持ちでというと、みんな不十分なんだよね。何でかといったら、意見が3つにも、4つにも分かれたやつをずっとまとめていいたら、このぐらいが集約点かなということになったわけですよ。要するに20人の区民枠とこの検討連絡会議は6名でいいんだというのが、これが強かったから。そうすると、6名だけで本当にいいのですかという話の中で、では区民の枠をもうちょっと広げて、区民の意見をそこで聞いて、6名に代表として入ってもらうということでもいいのではないかとということで20名になった。20名になったら、この地区協議会が10人ということになれば、町会代表は3人ですよ。NPOも3人。そうすると16人ですよ。では公募委員は4人というのだったら、公募委員が4人で本当にいいのか、最低半分ぐらいは必要ではないかということで、小委員会の議論の中で最後はこういうことになったという認識なんです。

小松委員 そうしましたら、いつの間にか検討連絡会議がなくて、また一緒にワークショップ形式でやっていいたらいいんじゃないのみたいな雰囲気にも感じられないでもないという感じがしてきたんですよ、私は。ちょっとそこを、なかなか私は頭が固いものですから、ちょっと整理ができなくて、どうですかね、ほかの人は。

山田委員 区民参加の方法も、時と場合とあるいは事案によっていろいろあるんだというふうに思うんですよ。自治基本条例について言うと、新宿区はこれから全国の自治体に先駆けてごく最初の方でつくるということでしたら、やはり余りお尻を設けないで、区民の皆さんに基本的につくっていただくと。そのかわり時間をかけてやるという、そういう対応が必要だというふうに私は思います、本当に。しかし、現実には座長が前の回の冒頭に言われたように、120ぐらいもうできていると。大体パターン化されているわけですよ。そこからはみ出るような条例がこれから出てくるかという、私はそういう必要もないだろうし、そういうこともごくあり得ないだろうと。地域のいろいろな特性を自治体の特性として出すにしても、基本的な流れというのはついているのではないかと。だとするならば、そういう状況での住民参加というのは、私はあり得るだろうというふうに思うんですよ。

そういうことからすると、私は冒頭言ったように、もう一回言いますが、全部6人なら6人、8人なら8人、公募すべきだというふうにもともとは思っていますし、今もその考えは決して捨てるわけではありませんけれども、しかし、全体的な調整の中で考えるとすれば、別紙2の案が一番妥当ではないかというふうに思うんですが、その場合にも、今、野田委員や根本委

員からいろいろお話がありましたように、懸念される材料はあります。そこは、運営の過程の中で、私は一つ一つ解決できるものは解決していけばいいのだというふうに思うんですよ。例えば、「議員の顔が見えない」というのは、確かにそういう声はいっぱいあります。今度の場合はぜひそういうふうな批判が出ないような形にしなければだめですから。私は例えば区民検討組織の中にコーディネーターでも何でもいいですけども、我々が出る必要があるということだったら、どんどん私は出て行けばいいというふうに思うんですよ。ただし、最初から構成員の一員として区民組織の中に委員として入るというのは、むしろ逆の言い方をすると、区民検討組織そのものに干渉するみたいな、そういうことになり兼ねないのではないかとというふうに懸念を持っていますから。検討組織の皆さんが議員に入ってきてこういう話をしてくれと言うのだったら、もう積極的に私自身も出かけていきたいというふうに思います。それはこれからの運用の中でそういう事態があり得るかもしれないということであって、私はそういうことだったらそれはいいのではないかとというふうに思っています。

いずれにしても、議論があっちにいたり、こっちにいたりしていますけれども、基本的に別紙2のこういう方向でやっていくということを決めて、問題点があったらまた、ではどうするかということをご相談した方がいいのではないのでしょうか。

辻山座長 今の提案でいいですか。

久保委員 小松さんが言われたから。僕は対等平等なら、公募委員6名で、6、6、6でやるのが簡単なんだけど、しかし、基本構想を新宿区がつくって、区民の手になる基本構想とやったときに、その次に来るのは、性格上、区民の手になることは難しい、でも、区民ととともにつくった自治体条例というためには、公募6人ではやはり……、少なくとも親組織をつくることによって、区民とともにとというのが、これで初めて区民にも納得してもらえから、これは小松さん、やむを得ないと。僕もそれはもう純粋にいたら6名、6名でやればいいと思っているんですけども、「区民とともに」をつくるためには、これが絶対必要なんだと思いますよ。

辻山座長 はい、いいですか。しみじみ思いますけれども、たった6人なのに意見がこんなに時間がかかるということ。区民が30人集まったらどういうことになるか、おわかりですよ。前提抜きのばらばらの区民が来ますのでね。そういう意味では、たくさんの方に参加していただいて、同じ目線とというのはなかなか大変だというのは私もわかっています。落としどころをそういう意味では考えなければいけないんだけど、組織の作り方はこの第2案でいきましょうと。問題はその運営について議員がどこまでかかわっていけることにするか、あるいはいかねばならないかということ、恐らく私はきょうのもう一つの議題で、基本条例をなぜつくるのかということとかかかわっていて、たくさんのご意見をいただきましたけれども、既に自治基本条例をつくってみてどうだったか、つくる時の考え方とかというルポルタージュと言いましょか、あるいは参加した市民の方たちが書いた作品が既に何冊も出ていて、そういうものの中で、実はもう後戻りのできない状態にまで基本条例づくりというのは来ているという気はしているんですね。それは議会と行政で決めたのではないんだということをどうやって区民に気分として共有してもらえるかという、そういう仕掛けだろうというふうに思いますが、先ほど副座長からもありましたが、条例そのものについてはある程度定型化してきている、つまりモデルが固まりつつある中で。だとすれば、基本条例をつくる意味は何かといたら、どれほど見事な区民の意見をそこに反映させてみせるかというようなところに実は制定過程の真骨頂が多分あるのだろうという気はするんですね。そういう意味では、多くの区民の方たちも代表者を選んでいるからそこに任せておけばいいよと、区役所に職員がいるのだから任せておけばいいよというようなことで、自分たちの地域が治まっていくというふうには考えなくなってしまっているというところが非常に私は重要だと思っているんですね。

私がここで議論を吹っかけるつもりはないんですけども、三者でやるというときに、それは代表制の理屈で言えば、6人と6人と6人でいいんですけども、実は6人で区民を代表させるという手法が見つからないわけですよ。だから、僕たちは選挙をやっているんだと。だとすれば、いっそのこと選挙で選ばれているのだから、そこに任せておくというのがデモクラシーの原理なんですけれども、そこに疑問を持ち始めた人々が出てくるということは前提になりますので、運営の仕方を含めて、これからもまだまだたくさんのハードルがあるだろうなと思いついて、すいませんでした、私が要らざることを言わなければ、こんなに時間を取らなくて済んだでありますように。ただ考えてみれば、とても私は有意義だったと思っているのは、この条例

をつくる組織が区民とどう向き合うかということについて、これだけたくさんのご意見が出されたというのは、私は貴重だったというふうに思いますし、できるだけそれぞれの意見のポイントを外さないような運営の仕方をしていくことが必要になるだろうというふうに思っています、それは組織としてはこういうふうに地区協議会から順に出していただく、町会、NPOから出ていただく、公募委員を公募するというので、一応最低32人で区民の組織を立ち上げようということについて、きょう合意をいただいて、運営については次回以降にまた基本条例のそもそもの趣旨との関連を含めて、どういうふうにこの検討連絡会議がかかわっていくかということについて、ちょっとペンディングにさせていただきたいなというふうに思います。

きょうのスケジュールが全然消化されておりませんが、先にやっておかなければいけないのは、恐らく1月以降どういうスケジュールで、この連絡検討会議をどうやって持っていくかということをお先にやっておかなければならないと思いますので、これは何か案はあるんですか。それともここで、平場で詰めるんですか。

根本委員 案はないです。

辻山座長 案はないんですか。

根本委員 まだ詰めていないんです。

辻山座長 大きく言えば、例えば月1回は最低やろうやとか、そういう話.....

根本委員 その辺はまだ。

辻山座長 なるほど。

根本委員 先生の都合次第で、何回でも.....、でも月1回ぐらいがいいのではないかなという話だけ。

辻山座長 そうですね。僕の率直な意見は、区民の検討組織が動き出すまでは余り議論を進めない方がいいと。ここで論点整理ということになっていきますけれども、もっと緩やかな白紙の方が向き合いやすいぞという気はしているんですけれどもね。ただ、きょうのように自由な議論をしておくことは大事だと思いますが。だから、月1回ぐらいやっておけばいいかなという気はいたしますけれども。

少し予定の時間より早いですけれども、何かご議論があれば出していただけると。特に行政の専門委員の方にとって、やはり区民参加とかというのは、実際の仕事を進めていく上ではずっとお考えになってきていると思うんですけれども、どうですか、きょうのような組織のつくり方で大体いいですか。もちろんこれから意見を引っくり返しても困るんですけれども、感想だけいただいて。ちなみにこの連絡会議も積極的にかかわっていきようというようなことが次回なりに少し線が出てきた場合、皆さんは可能なのでしょうか。

猿橋委員 単にこのメンバーが区民の検討会議の中に直に入っていくというのは、実質的な公務のぐあいからいくと厳しいかなと思います。ですから、私どもも裏に、バックにいろいろ組織がありますから、職員も含めていろいろいますので、その中でだれかが入れるような仕組みはとれるかなというふうに思いますけれども、その辺は少し考えさせていただき時間をいただくとありがたいなと思いますけれども。

辻山座長 もちろんそちらは行政の内部ですので、企画政策課が事務局をやっていたら、その情報をこっちに伝えていただくというようなことでいいかもしれませんね。

それではいいですか。どうぞ。

久保委員 お願いがあるんですけれども、2番目の基本条例を制定する理由については次回に回すにしても、少なくともさっきおっしゃったように、僕らは6人、みんなばらばらですわね。統一なんてできっこないですよ。権力がないんですから、その上に。議長がやるわけにもいかない。ところが、反対側の人は区長が権力者として座っていて意見を統一できるんです。だから、せめ

て専門部会の人たちが考えている基本条例を制定する理由について、それを文書化していただければありがたいですが、いかがでしょうか。

辻山座長 すばらしい提案だと思いますが、要するに話題の提供という形でね。こういうふうに考えているんだと。

野田委員 これで決定だということではなくて、私どもが今まで議論している中で、区民会議なり、地区協議会が立ち上がってきている中で、自治の動きとか、こういうのを見ながら、私どもはこう考えていますよと、そういうようなものは次回出させていただきたいと。

久保委員 次回ではなくて、次回までに出していただけないでしょうか。

野田委員 ちょっとその辺のところ日程は。

久保委員 文章をつかって、せめて僕ら6人には配ってくれるだけでいいんです。

野田委員 それは努力したいと思いますので。

辻山座長 同時に、議会の方も特別委員会があって、その小委員会があるわけでしょう。小委員会の経過とか、どなたかが少し紹介していただくと。

久保委員 それは委員長がやりますよ、ちゃんと。

辻山座長 そうですか。そういうふうにしてやりましょう。

根本委員 それは久保さんが草案、起草してもらって、我々がこの会議でたたいて。

久保委員 そうしたら僕は、素案をつくるのには、委員長と副委員長に有能な人がいるから、その人によく聞いた上で出します。

辻山座長 それは随分議論するにはいいことだと思いますね。
そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

辻山座長 なければ閉会にしたいと思いますが、お疲れさまでした。

散会 午後 3時22分